（高気圧作業安全衛生規則の一部改正）

第三条　高気圧作業安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四十七条中「高圧室内作業主任者免許は」の下に「、高圧室内業務に二年以上従事した者であつて」を加え、「者に」を「ものに」に改める。

第四十九条を次のように改める。

第四十九条　削除

（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正）

第四条　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の四十五中「ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号。以下「ボイラー則」という。）第四条の二の特定廃熱ボイラー」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一　労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十二条第一項第一号のボイラー

二　令第十二条第一項第二号の第一種圧力容器

第一条の八の次に次の一条を加える。

（報告）

第一条の八の二　登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行つたときは、その結果について、当該製造時等検査を行つた月の翌月末日までに製造時等検査結果報告書（様式第六号の二）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第二条第一号中「労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第十九条の二十四の十七第一項中「別表第五の四の表受験資格の欄第三号」を「別表第四の表発破技士免許の項第一号ハ」に改める。

第十九条の二十四の三十二第一項中「ボイラー則第百一条第三号ニ」を「ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号。以下「ボイラー則」という。）第九十七条第三号イ(4)」に、「同号ニ」を「同号イ(4)」に改める。

第三十条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントとしてその業務に五年以上従事した経験を有する者

様式第六号の次に次の様式を加える。

様式第6号の2（第1条の8の2関係）

製造時等検査結果報告書

1 申請者	氏名		
	住所		
2 特定機械等の区分			
3 製造時等検査の種類	（　構造検査　・　溶接検査　・　使用検査　）		
4 型式		性能	
5 検査結果の概要			
6 構造検査、使用検査又は溶接検査の刻印			
7 備考			

年　月　日

厚生労働大臣　殿

報告者　　印

〔備考〕

1　2の欄には、規則第1条の2の45による区分を記入すること。

2　3の欄中（　）内は、該当しない文字を抹消すること。

3　4の「性能」の欄には、ボイラーにあつては最高使用圧力及び伝熱面積、第一種圧力容器にあつては最高使用圧力及び内容積を記入すること。

4　6の欄には、構造検査又は使用検査に係る報告書にあつてはボイラー則様式第九号による刻印番号、溶接検査に係る報告書にあつてはボイラー則様式第九号による刻印を記入すること。

5　7の欄には、検査証を交付した場合における検査証番号その他参考となる事項を記入すること。